住宅用家屋証明書

　　　　　　　　　　 　　（イ）第４１条

 　　特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

（ａ）新築されたもの

　　 　　　（ｂ）建築後使用されたことのないもの

租税特別措置法施行令　　 　特定認定長期優良住宅

　　　　（ｃ）新築されたもの

　　　　　　　　　　　 　　　（ｄ）建築後使用されたことのないもの

　　　　　　　　　　　　 　　認定低炭素住宅

　　　　　　　　　　　　　　　（ｅ）新築されたもの

　　　　　　　　　　　　　　　（ｆ）建築後使用されたことのないもの

（ロ）第４２条第１項（建築後使用されたことのあるもの）

（ａ）第４２条の２の２に規定する特定の増改築等がされた

家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの

（ｂ）（ａ）以外

の規定に基づき、下記の家屋　　令和　　年　　月　　日　（ハ）新築 がこの規定に該当

（ニ）取得

するものである旨を証明します。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者の住所 |  |
| 申請者の氏名 |  |
| 家屋の所在地 |  |
| 取得の原因（移転登記の場合） | （１）売買　　　　　（２）競落 |

　　令和　　年　　月　　日

鹿児島県　曽於市長　五位塚　剛　　　　 印